

自己点検事項

◇ 医療機器安全管理料1(B011-4)

(1) 当該保険医療機関内に生命維持管理装置等の医療機器の管理及び保守点検を行う常勤の臨床工学技士が1名以上配置されている。 ( 適 ・ 否 )

(2) 医療に係る安全管理を行う部門(医療安全管理部門)を設置している。 ( 適 ・ 否 )

(3) 当該保険医療機関において、医療機器の安全使用のための責任者(医療機器安全管理責任者)が配置されている。 ( 適 ・ 否 )

(4) 当該保険医療機関において、従業者に対する医療機器の安全使用のための研修が行われている。 ( 適 ・ 否 )

(5) 当該保険医療機関において、医療機器の保守点検が適切に行われている。 ( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等

・医療機器の管理及び保守点検を行う常勤の臨床工学技士の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名